

## 小松市特別支援教育就学奨励費交付要綱

平成16年9月30日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき、小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の負担能力に応じ、就学のための必要な経費の一部を支給（以下「就学奨励費」という。）し、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

### (支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給対象者は、学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者（以下「保護者」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者で、学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費及び学校給食費の支給については同法第13条の規定による教育扶助を受けているもの並びに新入学児童・生徒学用品費等の支給については同法第12条の規定による生活扶助を受けているもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等について就学に係る措置費又は療育の給付を受けているもの
- (3) 小松市要保護準要保護児童生徒就学援助費交付要綱（平成15年9月1日制定）による援助費の支給を受けているもの

### (支給対象経費及び額)

第3条 就学奨励費の対象となる経費は次のとおりとする。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費及び通学用品費（第1学年の児童・生徒に限る。）
- (3) 通学費
- (4) 宿泊を伴う校外活動費

(5) 宿泊を伴わない校外活動費

(6) 修学旅行費

(7) 学校給食費

2 就学奨励費の支給額は、予算の範囲内で別表に定めるとおりとする。

(支給区分)

第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号の保護者の収入額の区分に応じて当該各号に掲げる経費とする。

(1) 収入額が需要額の2.5倍未満の保護者 前条第1項各号に掲げる経費

(2) 収入額が需要額の2.5倍以上の保護者 前条第1項第3号に掲げる経費

(3) 弱視、難聴、言語障害等の児童・生徒で学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）73条の21第1項の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている児童・生徒については、その通学にかかる特別に要する前条第1項第3号に掲げる経費

(申請)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、次に掲げる書類を児童及び生徒の在籍する校長を通じ、小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(2) 所得証明書

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(支給決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、支給の適否及び支給の区分を決定し、校長を通じて保護者に通知する。

(支給方法)

第7条 就学奨励費は、学期ごとに支給する。

2 市長は、前項に定める経費を児童等の就学する校長を経由して支給するものとする。

ただし、保護者に支給するため特別の経費を必要とする場合又は経費を受ける者が支給される金銭を紛失若しくは目的外に使用するおそれがある場合は現物をもって支給することができる。

(支給期間)

第8条 就学奨励費の支給期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(決定の取消し)

第9条 教育委員会は、就学奨励費の支給を受けている保護者が受給資格を有しなくなったときは、決定を取り消すものとする。

(所得調査等の協力要請)

第10条 教育委員会は、就学奨励費の決定に際して必要があるときは、申請者の同意を得て、税関係書類の調査をし、関係機関の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。